

26大熊監第23号

平成26年12月1日

請求人 様

大熊町監査委員 吉田裕彦

大熊町監査委員 仲野 剛

住民監査請求について（通知）

平成26年10月10日付けであなたから提出された地方自治法第242条第1項の規定に基づく住民監査請求については、請求の内容を法律上の要件に照らして審査した結果、次の理由により住民監査請求の対象とならないので通知します。

記

1 請求の要旨

本件請求の内容を要約すると次のとおりである。

- (1) 大熊町は、平成23年5月2日、 、 及び との間で災害救助法での「生活必需品の購入契約」（以下、「本件各契約」とする。）をそれぞれ締結し（以下、「本件各契約締結行為」とする。）、いずれも4回の増額変更契約の締結（以下、「本件各増額変更契約締結行為」とする。）を経て、平成24年4月5日に最終支払いの清算を行った（以下、「本件各清算行為」とし、「本件各契約締結行為」「本件各増額変更契約締結行為」「本件各清算行為」すべてを「本件各契約締結行為等」とする。）。
- (2) 本件各契約の内容は、地方自治法施行令第167条の2第1項第5号の要件を満たさず、大熊町財務規則第127条の随意契約条項に該当しないにもかかわらず、随意契約により締結がなされている。その他、本件各契約締結行為に至るにあたり二者以上からの見積もりを徴収していないこと、本件各契約は高額契約であること、本件各増額変更契約締結行為に際して単価の交渉を行っていないこと、支出決議書

(発議書)に契約方法が明示されず、随意契約希望調書及び随意契約結果報告書も明示されていないことを踏まえると、本件各契約締結行為等は、合理性が著しく欠如している上、裁量の範囲を逸脱した違法なものである。

(3) 本件各契約の締結相手は大熊町商工会長に一任されており、同大熊町商工会長は他の会員業者を排斥したと推認できるものであり、本件各契約の相手方を選択する上での裁量権の濫用ないし逸脱がある。このため、上記各契約締結行為は、合理性が著しく欠如している上、裁量の範囲を逸脱する違法ないし不当なものである。

(4) 本件各契約締結行為等における一連の手續などの支出負担行為は、法令・予算の定めるところに従ってなされなければならない。しかし、発議書等の内容等からすれば、主管課課長の職責怠惰、元産業課長補佐らによる虚偽公文書作成罪及び共同不法行為、担当係長の検収未実施、出納室長の監督指揮上の義務違反等が見られる。

及びは、平成23年6月に規格外の布団300組を配給した以外にも複数の規格外布団を納入した。大熊町は、規格外布団分につき、及びに対して本件各契約第4条の定める不合格品の引取または取り替えを求めるべきであったところ、約8か月を経過した平成24年2月28日、規格外布団300組分につき規格品との差額調整を行って幕引きを図り、本件各契約の契約書第4条で定められる債権を放棄した。

及びは、明示した布団セットをほとんど納入していないものと推認される。また、は仕入取引先と直接取引していない可能性が非常に高く、布団の取引組数においては及びが各250組ずつ取引したものと推認される。が納品したものは一部異製品及び同定価よりも低いものが数点以上、多量数納品されている蓋然性が高く、担当係長の検収未実施を含め、違法・不当な本件各契約に起因するものである。

は、実際の納入製品において写真明示製品と異なるものを納品している他、定価に差がある製品を納品していたものであり、大熊町から同差額分の不当利益を得ている。

(5) 大熊町監査委員は、本件各契約締結行為等にかかわり大熊町に損害を与えた町長、副町長、元総務課長、元産業課長補佐、元産業課長、元商工観光係長、元出納室長、及びに対して、各損害金を返還させる等の必要な措置を講じるよう求める。また、及び及びが上記損害金の返還を履行しない場合、大熊町商工会長が代位賠償責任を負うのであって、大熊町監査委員は、同大熊町商工会長に損害金等を返還させる等必要な措置を講じるよう求める。

(6) 本件各契約締結行為等による公金支出は、本件請求がなされる1年以上前に行われたものであるが、本件各契約の締結において、元産業課長補佐が及び

び[]と談合を行ったものと推認される。

地方自治法第242条第2項は、問題となる行為から1年以上経過した場合は監査請求ができないと規定するが、最判例によれば、「談合事例の場合には、監査請求期間の制限がない」と判示されている。また、「財産の管理を怠る事実」に当たる行為に抵触する蓋然性が高度であるため、同じく地方自治法第242条第2項で定める期間制限に服さない。

さらに、本件各契約締結行為等による公金支出は、町民が客観的に知り得なかったものであり、地方自治法第242条第2項で定める1年以上の請求期間の徒過については正当な理由がある。

2 地方自治法第242条の要件にかかる判断

(1) 地方自治法第242条第2項の適用に関して

地方自治法第242条第2項は、「前項の規定による請求（住民監査請求）は、当該行為のあった日または終わった日から1年以上を経過したときは、これを行うことができない。ただし、正当な理由があるときは、この限りでない。」としている。

上記の規定は、談合事例の場合ないし財産の管理を怠る事実に関する場合においては広く適用されないわけではない。すなわち、特定の財務会計行為が財務会計法規に違反して違法かどうかを判断しなくとも監査委員が怠る事実の監査を遂げることができる場合に限り、地方自治法第242条第2項の適用がない。

本件請求において、請求人は、本件各契約締結行為等が大熊町財務規則等に照らして違法ないし不当であり、これにより大熊町には損害が生じたとして監査請求を行っているものといえるところ、この場合、特定の財務会計行為である本件各契約締結行為等が財務会計法規に違反して違法かどうかを判断する必要がある。この点、請求人は、元産業課長補佐が犯罪（虚偽公文書作成罪）を行い、他の職員らが同犯罪に加担して共同不法行為を行ったとしている他、本件各契約締結行為において[]及び[]と元産業課長補佐との間に官製談合があったと推認されることについて指摘している。しかし、上記指摘事項をもって、特定の財務会計行為が財務会計法規に違反して違法かどうかを判断しなくとも監査委員が怠る事実の監査を遂げることができる場合とまで評価できない。

従って、本件請求に対しては、特定の財務会計行為が財務会計法規に違反して違法かどうかを判断しなくとも監査委員が怠る事実の監査を遂げることができる場合であるとまで評価できず、地方自治法第242条第2項は本件において適用されるものといえる。

(2) 地方自治法第242条第2項「正当な理由」について

「正当な理由」については、秘密裡にされた場合に限らず、住民が相当の注意力をもって調査を尽くしても客観的にみて監査請求をするに足りる程度に当該行為の

存在又は内容を知ることができなかつた場合には、特段の事情のない限り、住民が相当の注意力をもって調査すれば客観的にみて上記の程度に当該行為の存在及び内容を知ることができたときから相当な期間内に監査請求をしたかどうかによって判断すべきものとされている。本件請求は、本件各契約締結行為等から上記事項に定める1年の監査請求期間を経過した後になされており、請求人も「正当な理由」があったと主張している。そこで、以下、この点につき検討する。

本件請求は、本件各契約締結行為等が違法ないし不当であるとしてなされたものであるところ、事実証明資料甲8号証によれば、大熊町は、本件各契約締結行為等に関し、平成25年8月1日付けの広報「おおくま」に「町民の皆様へ」を同封して本件各契約締結行為等について報告をしている。そうすると、大熊町民がその内容を了知することができるようになったころには、大熊町民が上記書類を相当の注意力をもって調査するならば、客観的にみて本件各契約締結行為等につき監査請求をするに足りる程度にその存在及び内容を知ることができたと評価される。この点、請求人は、「町民の皆様へ」が公文書ではない等と主張しており、「町民の皆様へ」でなされている報告内容を了知しえたことをもって本件各契約締結行為等につき監査請求をするに足りる程度にその存在及び内容を知ることができたと評価はされないとの趣旨の主張を行っている。しかし、上記報告が公文書でなされたか否かをもって監査請求をするに足りる程度に問題となる行為の存在及び内容を知ることができたか否かが判断されるわけではなく、請求人の主張は正当であるとは言えない。

そして、「町民の皆様へ」との書面が大熊町民に配布されて大熊町民がその内容を了知することができるようになった時期は、遅くとも平成25年8月上旬といえるのであり、そのころには、大熊町民において相当の注意力をもって調査すれば客観的にみて監査請求をするに足りる程度に本件各契約締結行為等の存在を知ることができたといえる。この点、「町民の皆様へ」にて本件各契約締結行為等に関しての報告がなされてから1年以内に住民監査請求を行わなかったことに関して、正当な理由があると評価できる具体的な事実等の主張が請求人からは特段なされるに至っていない。このため、遅くとも平成25年8月上旬には、大熊町民において相当の注意力をもって調査すれば客観的にみて監査請求をするに足りる程度に本件各契約締結行為等の存在を知ることができたとの判断を覆すだけの事情を見出す事はできない。

従って、そのころから約1年2か月が経過した本件請求は、不適当な監査請求と判断する。